岩手県事務用共通封筒広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、岩手県広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）第12条第３項の規定に基づき、岩手県（以下「県」という。）が使用する岩手県事務用共通封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

（広告の名称）

第２条　広告の名称は、「岩手県事務用共通封筒広告」とする。

（広告の規格）

第３条　広告の規格は、別記のとおりとする。

（広告掲載の方法及び数量）

第４条　広告掲載の方法は、封筒への広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が広告を掲載した封筒を作成し、県に寄附する方法により行うものとする。

２　前項により県に寄附する数量は、1,000枚を一口とし、三口以上とする。

（封筒の使用期限）

第５条　封筒の使用期限は、設けないものとする。

（広告掲載の内容に係る基準）

第６条　次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、封筒に掲載することができない。

（１）　岩手県広告取扱基準（以下「広告基準」という。）第４に規定するもの

（２）　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項に規定する貸金業に関するもの

（広告掲載を承認する事業者に係る基準）

第７条　次の各号のいずれかに該当する者の広告は掲載しない。

（１）　広告基準第５に規定する者

（２）　県税を滞納している者

（３）　申込の日において、県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年３月30日知事決裁）に基づく指名停止措置を受けている者

２　広告主が前項各号に該当するに至った場合は、前項の規定を準用する。

（広告掲載の申込みの期限及び方法）

第８条　封筒への広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、県が指定する日までに次の書類を県に提出するものとする。

（１）　岩手県事務用共通封筒広告（寄附）申込書（様式第１号）

（２）　掲載する広告の見本

（３）　その他県が指定する書類

（広告掲載希望者の募集）
第９条　広告掲載希望者は、原則として県ホームページにより公募するものとする。

（広告主の選定及び通知）
第10条　県は、第８条の規定による書類の提出があったときは、これを審査し、封筒に掲載するものとして適当であると認めたときは、岩手県事務用共通封筒広告（寄附）審査結果通知書（様式第２号。以下「審査結果通知書」という。）により広告掲載希望者に通知することにより、広告掲載を決定するものとする。
２　県は、前項の審査の結果、封筒に掲載するものとして適当でないと認めたときは、その旨を記載した審査結果通知書を広告掲載希望者に通知する。
３　県は、第１項の規定による審査において、第８条第２号の見本の内容の全部又は一部について修正を行うことにより、封筒に掲載するものとして適当であると認められる場合は、当該広告掲載希望者に対して当該修正を求めることができる。
４　第１項の規定による審査結果通知書を受けた広告主は、その内容に従い封筒を作成のうえ、県に寄附するものとする。

（受領）
第11条　県は、広告主から封筒の寄附を受けた場合は、岩手県事務用共通封筒受領通知書（様式第３号）を当該広告主へ交付するものとする。

（封筒の使用中止等）
第12条　県が封筒の提供を受けた後、広告主自ら又は広告が広告基準第７（第２号及び第３号を除く。）の規定に該当することとなったとき又は該当していたことが判明したときは、県は当該封筒の使用を中止し、残部がある場合は広告主の了解を受けずに廃棄することができるものとする。

（協議）
第13条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）
第14条　この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、盛岡地方裁判所に提訴するものとする。

附　則
この要領は、平成21年１月22日から施行する。
附　則
この要領は、平成22年１月８日から施行する。
附　則

この要領は、平成25年1月10日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年1月21日から施行する。

附　則

この要領は、令和2年1月20日から施行する。

（別記）

1　広告の規格等

広告を掲載する封筒	角形２号（横 240mm 縦 332mm 蓋 40mm）
広告の掲載箇所	裏面
広告掲載範囲	横 200mm×縦 230mm
封筒用紙	85ｇ/㎡以上、古紙配合
刷　　色	〔おもて面〕墨、赤（郵便番号枠） 〔うら面〕指定なし
おもて面仕様	１　使用先が県庁の場合 「郵便番号枠」入り、「岩手県」入り、「所在地・電話番号」入り ２　使用先が県庁以外の場合 「郵便番号枠」入り ３　その他県が指定する事項を表示すること。
うら面仕様	１　上部に縦１．０㎝×横３．０㎝以上の大きさの「広告」の文字を表示すること。 ２　その他県が指定する事項を下部に表示すること。

2　広告に記載する連絡先等の基準

広告に表示する連絡先等の表示基準は、次のとおりとする。

（１）　電話番号

ア　市外局番を含む固定電話番号又はＩＰ電話の番号を必ず表示するものとし、携帯電話又はＰＨＳのみの表示は認めないものとする。

イ　通話料が発信者負担の統一番号等の場合は、着信地、通話料等を明示するものとする。

ウ　　携帯電話番号を表示する場合は、プリペイド方式の契約以外のものとする。

（２）　ウェブサイトのＵＲＬを表示する場合

表示されたサイトから広告掲載の要件に該当する運営者又は内容のサイト（以下、「広告掲載の要件に該当するサイト」という。）へリンクを貼っているものは表示しないものとする。

（３）　電子メールアドレスを表示する場合

インターネット接続サービス機能がある携帯電話のメールアドレス、無償で提供されるいわゆるフリーメールのアドレスその他メールアドレスの取得に際し本人確認が十分に行われていないと認められるものは表示しないものとする。

（４）　二次元バーコードを表示する場合

インターネットサービス機能を有する携帯電話等からウェブサイトへの接続を容易にする二次元バーコードを表示する場合は、広告主は当該二次元バーコードが確実に機能することを県に対して保証するものとする。この場合において、その接続先及びその接続先からのリンク先は、広告掲載の要件に該当するサイトであってはならないものとする。

（様式第１号）

年　　月　　日

岩手県事務用共通封筒広告（寄附）申込書

岩手県知事　　　様

（住所又は所在地）
（名称）
（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　印
（電話）

岩手県広告取扱要綱、岩手県広告取扱基準及び岩手県事務用共通封筒広告掲載要領の規定に基づき、次のとおり広告の掲載（封筒の寄附）を申し込みます。

なお、この申込書記載内容及びその添付書類については事実と相違ないこと、岩手県広告取扱要綱及び岩手県広告取扱基準並びに岩手県事務用共通封筒広告掲載要領を遵守すること、県税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないことを誓約します。

記

１　数量

事務用共通封筒（角形２号）　　＿＿＿＿口　（　　　　　枚）

２　広告を掲載する内容

別添「広告を掲載する見本」のとおり

３　使用先に関する希望　　　有・無

（１．希望する使用先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿口）
（２．希望する使用先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿口）
（３．希望する使用先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿口）

４　使用期限

指定なし

５　連絡先

(1)　担当者氏名：
(2)　TEL：
(3)　FAX：
(4)　E-mail

（様式第２号）

第　　　　　号
年　　月　　日

岩手県事務用共通封筒広告（寄附）審査結果通知書

（申込者）　様

岩手県知事

　　　　年　　月　　日付けで申込みのありました岩手県事務用共通封筒広告について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

（広告を掲載する場合）

申込みのとおり広告を掲載します。

つきましては、次により岩手県事務用共通封筒の作成及び寄附をお願いします。

１　寄附数量

　　口（　　　枚）

２　校正用封筒の提出期限

　　年　月　日

３　広告を掲載した岩手県事務用共通封筒の寄附期限

　　年　月　日

（広告を掲載しない場合）

次の理由により広告を掲載できません。

理由：

（様式第３号）

岩手県事務用共通封筒受領通知書

年　　月　　日

様

岩手県知事　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申込みのありました岩手県事務用共通封筒について、次のとおり受領しました。

記

受領年月日	規　　　格	数　量	摘　　　　要
年　月　日	角形２号	ロ（　　　枚）	